

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年9月21日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第6号

京都市教育委員会

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第1号ア及び同項第3号中「生徒又は幼児」を「生徒若しくは幼児」に、第3条の4第2項中「若しくは」を「又は」に改め、第4条第1号を次のように改める。

- (1) 地方公務員法第35条の規定により職務に専念する義務を免除された場合  
(別に定める事由により、当該義務を免除された場合を除く。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)